

第 2 期山梨県アライグマ防除実施計画

平成 2 8 年 4 月

目 次

1	計画策定の背景と目的	1
2	特定外来生物の種類	1
3	防除を行う区域	1
4	防除を行う期間	1
5	これまでの取組と課題	1
	（１）生息状況・分布状況	1
	（２）被害状況	3
	（３）捕獲状況	3
	（４）地域別目標設定	3
	（５）捕獲従事者の確保・育成	4
6	第１期計画の評価	4
7	防除の目標	5
	（１）期間	5
	（２）地域	5
8	防除の実施	6
	（１）捕獲の方法	6
	（２）実施体制	6
	（３）捕獲班の編成	6
	（４）捕獲の際の留意点	7
	（５）捕獲個体の取り扱い	7
	（６）傷病獣として救護されたアライグマの取り扱い	8
	（７）捕獲個体の譲り受けと飼養	8
	（８）モニタリング	8

(9) 生息環境管理	・ ・ ・ ・ ・	8
(10) 被害予防	・ ・ ・ ・ ・	8
9 合意形成	・ ・ ・ ・ ・	8
(1) 地域等での合意形成	・ ・ ・ ・ ・	9
(2) 対策検討会の設置	・ ・ ・ ・ ・	9
10 普及啓発	・ ・ ・ ・ ・	9
11 防除対策の検討	・ ・ ・ ・ ・	9
12 進行管理	・ ・ ・ ・ ・	9
資 料 編	・ ・ ・ ・ ・	10

1 計画策定の背景と目的

アライグマ及びカニクイアライグマ（以下「アライグマ」という。）は、北～中南米大陸を原産とする食肉目アライグマ科の哺乳類であり、ペットなどとして日本に輸入され、飼われていたものが逃げたり、捨てられたりして野生化した。

平成 8 年度の県内最初のアライグマ捕獲を皮切りに、その後、出没が繰り返され、県内への定着の可能性が顕在化した。

こうした出没に対し、本県は「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）」に基づき、被害を発生させた個体の捕獲を中心とした被害対策を講じてきたが、平成 17 年 6 月の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）」の施行を受け、学識経験者、市町村、農業団体などの代表者とともに、計画的かつ総合的に被害対策を進めるため、平成 22 年 9 月 6 日から平成 28 年 3 月 31 日までを期間とする防除実施計画（以下「前計画」という。）を策定した。

なお、前計画では、アライグマの生息状況等の要件により地域別目標を設定し対応してきたが、計画策定前には目撃情報が無く、生息していないと推定されていた地域（要注意地域）についても、多数のアライグマの捕獲があることから、その生息分布が拡大していることが判明した。

こうしたことを踏まえ、引き続き、アライグマの捕獲を進めることが必要と考え、防除の認定を受けた日から平成 33 年 3 月 31 日までを計画期間とする第 2 期山梨県アライグマ防除実施計画を策定する。

○アライグマ捕獲頭数の推移（前計画策定前）

年 度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
捕獲数	1	1		1		2		4			3	2	3	10

2 特定外来生物の種類

ネコ目アライグマ科アライグマ属

アライグマ（学名 *Procyon lotor*）

カニクイアライグマ（学名 *Procyon cancrivorus*）

3 防除を行う区域

山梨県内全域

4 防除を行う期間

防除の認定を受けた日～平成 33 年 3 月 31 日

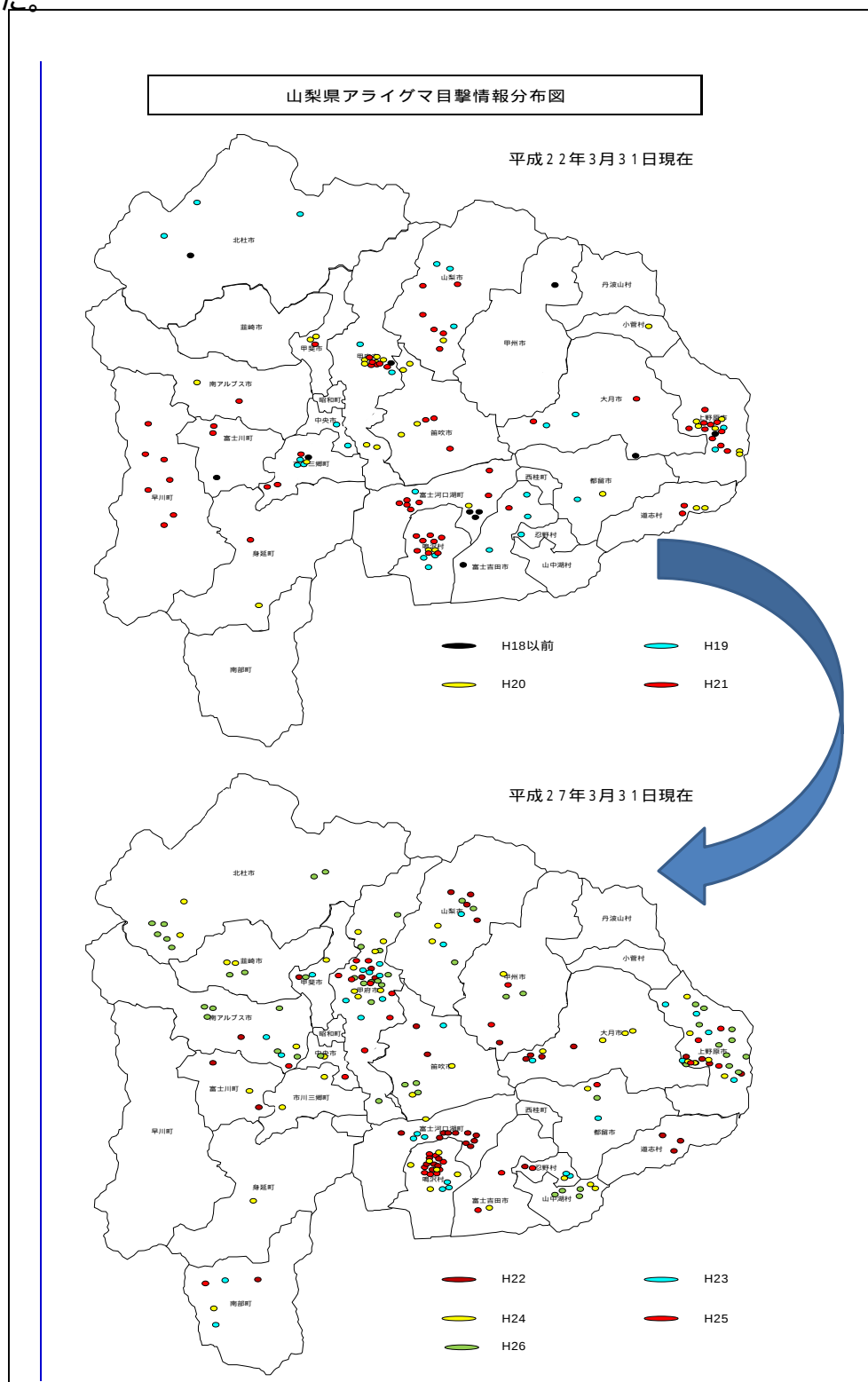
5 これまでの取組と課題

（１）生息状況・分布状況

前計画のアライグマ分布状況（平成 22 年 3 月 31 日現在）と、前計画期間中に各市町村から提供された目撃情報や捕獲実績により作成した分布状況（平成 27 年 3 月 31 日現在）を比較したところ、甲府市、上野原市、鳴

沢村については捕獲・目撃とも集中しており、相当数が生息しているものと推定された。

また、峡北・峡東・峡南地域に新たに目撃情報や捕獲された地点があることから、アライグマの生息分布域が県内全域に拡大したことが判明した。



(2) 被害状況

ア 農作物被害

平成 26 年度のアライグマによる農作物被害は、野生鳥獣による被害額全体における約 0.02% の約 4 万円であるものの、被害金額に表れない家庭菜園や自家消費作物などの潜在的な被害が推測される。

また、アライグマは甘みのある作物を好む習性があることから、今回の計画において重点対応地域に指定した峡東地域の果樹園地帯においては、一層の捕獲強化が求められるところである。

イ 生活環境被害

春から初夏にかけて、繁殖のため人家に侵入し屋根裏を糞尿で汚染するケースや、他県においては、神社仏閣等に侵入し、糞尿や引っ掻き傷による文化財の被害が報告されていることから、侵入口になりそうな壁や屋根付近の隙間等は塞ぐなどの処置が必要である。

ウ 生態系被害

甲府市下曽根内のカワウコロニーにおいて卵の採食痕がみられ、営巣放棄の個体が確認された。この事例はもとより、その他の野鳥の卵・ヒナやカエル等の在来種を捕食し減少させたり、タヌキやキツネ、アナグマ等と競合し、生息場所を奪い取ったりする行動が危惧されるところである。

エ 人の生命・身体への影響

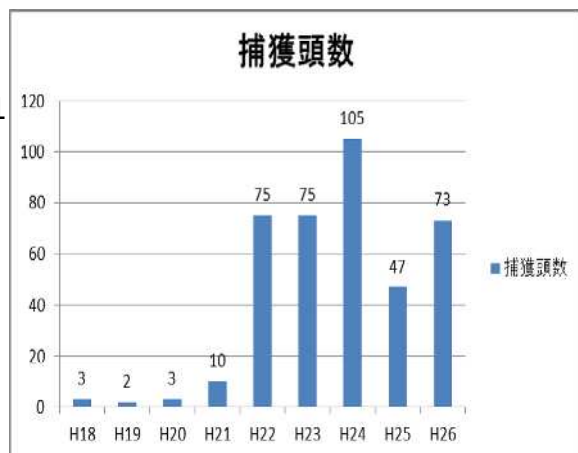
人に感染する疾病として、原産国ではウィルスの媒介による狂犬病やアライグマ回虫による幼虫移行症が知られている。狂犬病については、現在日本は清浄国であり、発症例はないものの、海外においては野生動物に発生していることから、狂犬病の危険性も含め注意喚起していく。

また、アライグマ回虫については、日本では野生個体で発見された報告はないが、飼育個体で報告された事例があるので、引き続き、アライグマとの接触の際は万全の備えにより対処することが必要である。

(3) 捕獲状況

前計画策定前の鳥獣保護法に基づく捕獲許可を受けて有害鳥獣として捕獲したアライグマは平成 21 年度に 10 頭であったが、前計画策定後の平成 22 年度に 75 頭と急激に捕獲頭数が推移し、平成 24 年度には 105 頭となった。

平成 25 年度に 47 頭に減少したが、平成 26 年度に捕獲頭数が増加していることから、捕獲圧の維持が今後の課題である。



(4) 地域別目標設定

地域におけるアライグマの生息状況等を勘案し、市町村を２段階（重点対応地域、要注意地域）に地域別設定し、生息数の低減を図り、農作物被害、生活環境被害及び生態系被害の防止を目標とした。

今回の計画策定にあたり、前計画期間中の目撃情報や捕獲実績を踏まえ、地域変更を行うこととする。

（参照：７ 防除の目標 イ 地域）

（５）捕獲従事者の確保・育成

捕獲従事者の確保対策として、狩猟免許を持たない者であっても、捕獲に従事できるように適切な捕獲と知識及び技術が受講できる講習会を開催したことから、捕獲頭数の増加に寄与したことが推察される。

（参照：８ 防除の実施（３）捕獲班の編成）

年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
受講者数	45 人	47 人	20 人	16 人	33 人	22 人

６ 第１期計画の評価

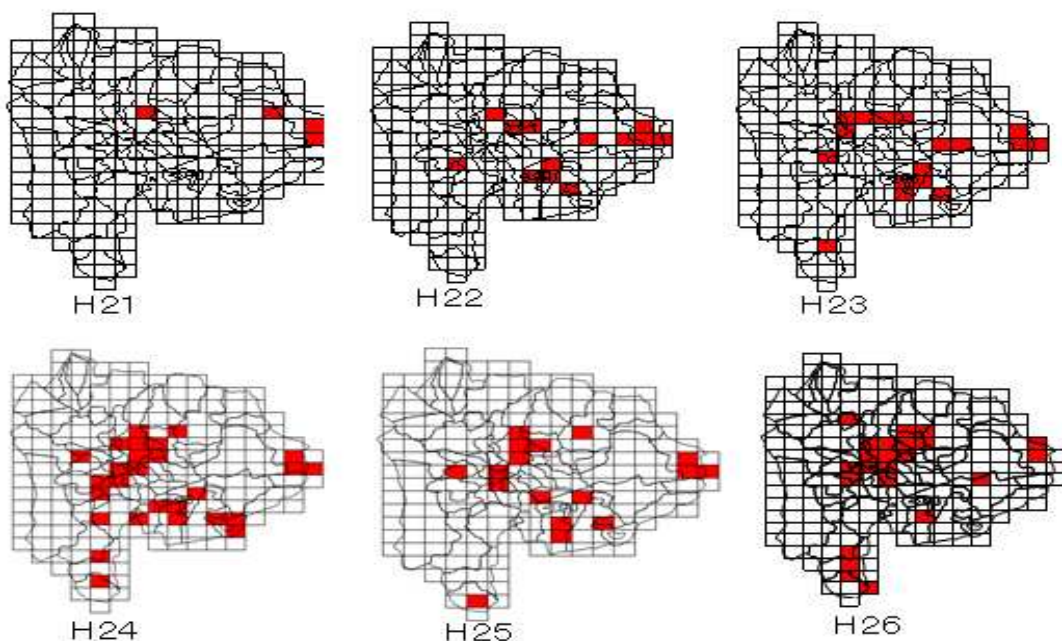
長期的にはアライグマの野外からの根絶、短期的には個体数の繁殖抑制を目指し、第１期計画期間中に捕獲を実施してきた。

また、地域別目標を段階設定（重点対応地域、要注意地域）するとともに、狩猟免許非保持者への講習会を通し、捕獲従事者を育成した。

このことにより、一般県民による捕獲檻の設置による捕獲が進み、市町村による捕獲個体の運搬、県等による安楽死措置という役割分担が整備された。

現状においては、農業被害は少額ではあるが、急激な個体数の増加により被害が拡大する可能性も秘めていることから、引き続き、注意喚起と捕獲の働きかけを行っていく必要がある。

捕獲位置情報



アライグマの問題は、人に安易にペットにされ、飼いきれずに捨てられたアライグマが野生化し、繁殖したために生じたものであり、いわば人間の身勝手さが引き起こしたものである。アライグマによる種々の被害を受けている人たちだけでなく、原産国から日本へ連れられ、有害動物として捕獲されるアライグマも被害者といえる。

この問題解決のため、野外からの完全排除を目指すとともに、この問題を通して、野生動物の輸入・販売・飼育する人間の責任や、動物の命について考える必要がある。

7 防除の目標

平成 22 年度以降、捕獲頭数が急激に増加しているため、捕獲実績のある市町村は増加している。しかし、県内のアライグマによる被害は軽減・解消に至っておらず、対処療法的な捕獲では生息数の増加を抑制することは困難である。

そのため、個体群の変動を相対的に把握して、個体数増加分以上の捕獲を目指す必要がある。

また、アライグマの旺盛な繁殖力や、食性の幅広さ、日本に天敵がいないことなどを考慮すると、捕獲により一旦個体数が減っても、野外に残存している限り、再び個体数の増加が予想される。

従って、抜本的な問題解決として、県内においてはアライグマの野外からの完全排除を目標にするとともに、次のとおり期間及び地域別目標を設定する。

(1) 期 間

完全排除までの期間を 3 段階とする。

ア 短期目標

アライグマはすでに県内に広く分布しており、平成 22 年度以降、捕獲頭数が飛躍的に増加していることから、個体数の増加や分布拡大を阻止し、アライグマにより引き起こされる諸被害の低減化を図ることを短期目標とする。

イ 長期目標

完全排除に向けた取組みにおいて、科学的、計画的に防除を推進する必要がある。また、捕獲頭数が減少に転じた場合でも捕獲圧を弱めることなく防除を継続する必要があることから、防除計画の継続的な実施により、分布域の縮小、個体数の減少を長期目標とする。

ウ 最終目標

抜本的な問題解決のため、アライグマの野外からの完全排除を目的とする。

よって、捕獲がほとんどなくなっても、野外に残存する個体を完全排除するまで、捕獲努力を継続することを最終目標とする。

(2) 地 域

目撃調査、有害捕獲等の現状から、アライグマの生息が確認されている地域と生息が確認されていない地域の 2 段階とする。

ア 重点対応地域

アライグマの生息が確認されており、既にアライグマが定着又は定着の可能性のある市町村

市 町 村 名	市町村数
甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町	23

イ 要注意地域

アライグマの目撃情報がほとんどなく、生息していない又はほとんどいないと推定される市町村

市 町 村 名	市町村数
早川町、西桂町、小菅村、丹波山村	4

8 防除の実施

(1) 捕獲の方法

原則として、箱わなを使用する。

(2) 実施体制

防除の実施にあたっては、県及び市町村が実施主体となり、関係法令を遵守するとともに、地域住民、関係団体、研究機関等の協力を得ながら実施する。

ア 県

- ・緊急的な防除の場合、捕獲を実施する。
- ・捕獲個体の処分をする。
- ・捕獲従事者のための講習会を開催する。
- ・市町村、農業団体等の担当者のための講習会を開催する。
- ・生息状況や科学的データ等の収集を行う。
- ・収集した情報を分析し、結果を関係機関、関係者へフィードバックし、防除実施計画の推進に努める。
- ・防除実施計画の進行管理、市町村における捕獲実施体制の整備への助言・支援を行う。

イ 市町村

- ・捕獲班を編成し、捕獲（運搬を含む。）を実施する。
- ・処分個体の焼却等による処理を実施する。

(3) 捕獲班の編成

市町村は、効果的で計画的な捕獲を実施するため、地域の実情に精通した者を構成員とする捕獲班を編成するものとする。

班を編成するにあたり、市町村は、捕獲を行うエリアごとに捕獲等に従事する者（以下「従事者」という。）に従事者証を発行し、従事者数、従事者

とその担当区域等をまとめ、これを従事者台帳として管理する。

従事者は、主にわな免許を有する者とする。ただし、次の要件をすべて満たしている場合には、免許非所持者であっても従事者に含めることができる。

【免許非保持者の参加要件】

- ・ 県または県と市町村等が共同で実施する、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術、外来生物法及び公衆衛生についての講習を受講した者
- ・ 良識があり、必要に応じて迅速に捕獲に従事できる者
- ・ 市町村長が必要と認める者

(4) 捕獲の際の留意点

市町村及び従事者は、捕獲を実施する際、次の事項に留意するものとする。

ア 錯誤捕獲の防止

わな設置期間中は、1日1回以上巡視するものとする。

アライグマは夜間に捕獲されることが多いため、ネコ等の錯誤捕獲の防止のため、昼間は、箱わなの入り口を閉じていることが望ましい。

なお、錯誤捕獲が確認された場合は、速やかに解放すること。

また、被害を発生させているハクビシン等の捕獲が予想される場合は、予め市町村と相談の上、有害捕獲対応をするなどにより、違法な捕獲処理が行われないようにすること。

イ 事故の発生防止

市町村は、捕獲を実施する際は、事前に地域住民への周知を図る。また、従事者は市町村が発行する従事者証を携帯するとともに設置した捕獲器具に標識の装着を行うものとする。

アライグマは感染症を媒介する可能性があるため、捕獲したアライグマの取り扱いについては、十分注意し、万一、事故等があった場合には、速やかに適切な処置を講ずることとする。

ウ 捕獲個体

捕獲個体を運搬する場合は、箱わな（施錠付）、二次囲いで収納するなど、逸出防止に努める。

(5) 捕獲個体の取り扱い

捕獲個体は市町村からの依頼に基づき、原則として県が殺処分を行う。

ただし、処分方法について県と事前協議し、県が認めた場合には、市町村主体で殺処分することができる。

方法は、動物福祉及び公衆衛生に配慮し、できる限り苦痛を与えない方法とする。

捕獲地から処分地までの個体の運搬は市町村が実施し、処分個体は、原則市町村が持ち帰り、焼却等適切に処理するものとする。

なお、処分個体は、モニタリングに必要なデータに供するものとする。

(6) 傷病獣として救護されたアライグマの取り扱い

外来生物法により、特定外来生物は野生復帰できる状態に回復した場合でも、野外へ放つことは禁止されているため、計画的に捕獲された個体と同様の扱いとする。

(7) 捕獲個体の譲り受けと飼養

捕獲個体については、学術研究、展示、教育、その他公益上の必要があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている者、または外来生物法第4条第2号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる者に譲り渡すことができることとする。

(8) モニタリング

市町村は、毎年度アライグマの目撃情報、捕獲頭数、被害状況等を把握し、県に報告する。

県は、市町村からの報告の分析を行い、野外での生息状況や自然環境への影響等の実態を把握し、その効果を検証するとともに、その結果を防除事業に適切に反映させ、必要と判断された場合は、計画の見直しを行う。

なお、分析については、県が研究機関等の協力を得て実施するものとする。

(9) 生息環境管理

農地及び人家周辺等にアライグマを近づけないために、農業者や住民などが連携し、誘引要因の除去を徹底することが重要である。

農地周辺をアライグマの餌場としないよう、農地に取り残し野菜や果実を放置せず、適正に処分するように努めることとする。

また、人家周辺においては屋外に生ゴミ等を放置しないなど適正な管理をするように努めることとする。

(10) 被害予防

アライグマによる農作物被害、生活環境被害を低減、解消するためには、農業者や住民によって被害地への侵入を防止することが重要である。

そのため、農地においては、防護柵やネットの設置、家屋においては侵入入口を塞ぐことなどが必要である。

また、今後、林縁部においてもアライグマの出没が予想されることから、箱わなを設置する必要性が見込まれる。ただし、その場合、錯誤捕獲に十分注意すること。

9 合意形成

防除にあたっては、防除を行う地域の住民、土地所有者、施設管理者等との調整及び合意形成に努める。

(1) 地域等での合意形成

防除を行う地域の土地所有者や住民等に対して必要に応じて地域説明会を開催し、現場の意見の収集に努めることとする。

(2) 対策検討会の設置

アライグマに関する有効な対策の検討を目的として、学識経験者、獣医師会、農業者団体、狩猟団体、被害市町村等の代表で構成される「山梨県特定外来生物(アライグマ)対策検討会」を組織し、防除実施計画の進行管理や見直し等に際しては、意見を反映させるように努めることとする。

10 普及啓発

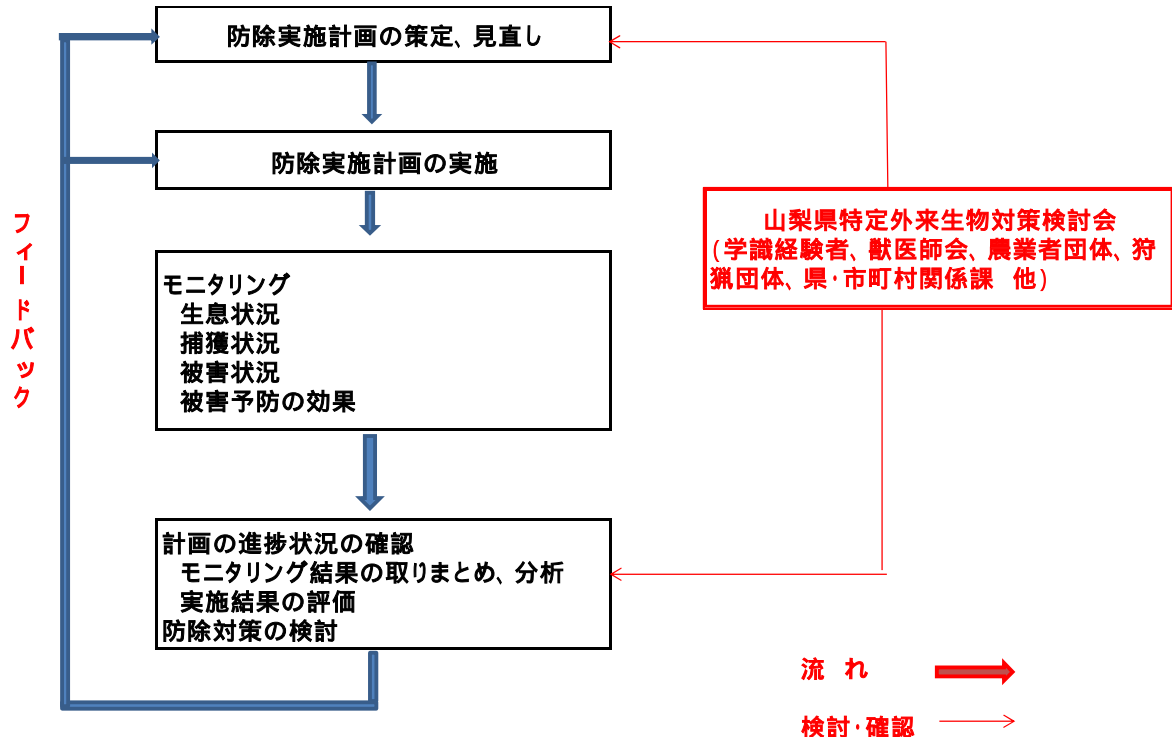
アライグマ問題については、地域により認識・対応に温度差があることから、関係機関及び県民に対し、山梨県におけるアライグマの現状と防除の必要性等について県のホームページ等を有効に活用しながら普及啓発に努めるものとする。

11 防除対策の検討

長期目標、最終目標を達成するため、市町村、関係機関と連携しながら、生息状況の調査、捕獲体制の整備、市町村年間捕獲目標の設定等、継続的な検討を行うこととする。

12 進行管理

計画の進行管理は、次のとおりとする。



資 料 編

第2期山梨県アライグマ防除実施計画の役割分担

	捕獲等	被害予防・生活環境管理	モニタリング	普及啓発
県	・捕獲目標設定 ・捕獲個体の処分 ・捕獲わなの貸出(市町村へ) ・緊急防除としての捕獲の実施	・効果的な被害予防の検討 ・関係機関との情報交換	・収集した情報の分析 ・分析した結果をフィードバック	・ホームページ、講習会等による普及啓発
市町村	・農業被害、生活被害等のための捕獲の実施 ・捕獲わなの貸出(従事者へ) ・捕獲個体の運搬 ・処分個体の処理	・地域住民への情報提供 ・地域住民への被害予防の支援	・目撃・捕獲情報の把握、報告 ・被害状況の把握、報告	・地域住民への情報提供
関係団体・住民等	【農協・農業者・住民】 ・生息情報の提供 ・捕獲等の実施 【猟友会等】 ・捕獲等の実施 ・従事者への捕獲技術指導 【獣医師会】 ・処分の協力	【農協・農業者】 ・被害予防の実施 ・農地の適正管理・放棄作物等の撤去 ・誘引要因の除去(生ゴミの適正管理等) 【住民】 ・被害予防(家屋侵入経路の遮断等)の実施 ・誘引要因の除去(生ゴミの適正管理等) 【飼養者】 ・外来生物法、動物愛護法等に基づく、適正な終生飼育	【各主体】 ・目撃・捕獲情報の提供 ・被害状況の提供	
研究機関	・有効な捕獲方法の研究		・調査への協力 ・捕獲個体等の分析協力 ・生息域の推定 ・人獣共通感染症の検査 ・生態系被害把握手法の検討	・外来生物に関する調査研究成果発表

10

1 従事者駐は、アライグマの屑屋等に閉しては必ず携帯しなければならず、かつ、他人に使用させてはならない。

住所	〇〇市〇〇1-1
氏名	みどり 一輝
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日生
補償等をする区域	〇〇市〇〇1-1
補償等をする期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
補償の方法	はにわな
補償金の処置	二輪自動車による致死傷事故に該当
備考	

情報政策推進状況		
情報等の提供	数量	回数

附 录 1

2. 捕獲の状況等

検査場所 (詳細な場所)	わたしの設置期間		検査回数	検査個体の詳細 (検査日、性別、体重を検査個体ごとに記載)	備考 (使用した薬) (餌の交換回数)
	設置した日				
	解除した日				
	平成 年 月 日			(個体No.1) 1 検査日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 2 性別 (オス / メス / 不明) 体重 kg 体長 cm	
				(個体No.2) 1 検査日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 2 性別 (オス / メス / 不明) 体重 kg 体長 cm	
	平成 年 月 日			(個体No.3) 1 検査日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 2 性別 (オス / メス / 不明) 体重 kg 体長 cm	

は、儲蓄率の増加

提出書類の種類	提出日	提出書類の名称
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	

- 1 記載は、仕掛けた日毎に行ってください。(この用紙は、1箇所1基)建築期間の必要な位置ごとに記載して下さい
- 2 植体固体の性別は必ず分けた場合に、体重は計測した場合に記載してください
- 3 植体出来なかった場合は、植体施設数と記載し、植体場所、必要な設置日、必要な量を記載して下さい

1000

[illegible]

10

「わたしは、この本を執筆するにあたり、平田久太郎、山田正太郎、藤田正一郎の三氏に、日清戦争の戦況について尋ねた。三氏も、大體同じ見解を述べた。三氏に、日清戦争の戦況について尋ねた。三氏も、大體同じ見解を述べた。」

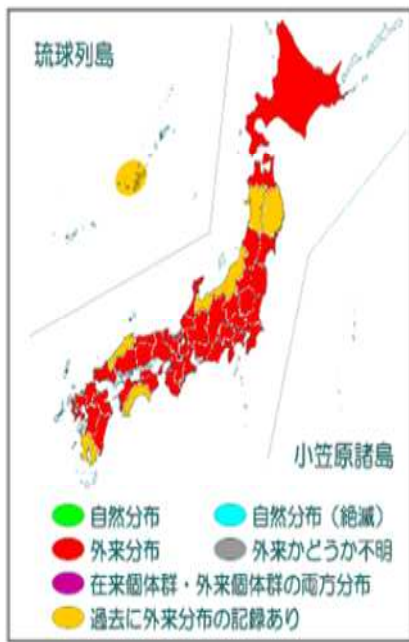
● アライグマの基礎知識

基 本 情 報	
和 名	アライグマ
分 類 群	哺乳綱食肉目(ネコ目) アライグマ科 (Procyonidae, Canivora, Mnmalia)
学 名	Procyon Lotor
英 名 等	Common Raccoon
自 然 分 布	北米～中米(カナダ南部～パナマ)
形 態	頭胴長 40cm～60cm、尾長 20cm～40cm、体重 4～10kg 希に 20kg、雄は雌よりやや大型、毛色は灰色から明るい茶褐色で尾に黒い輪が4～10本ある。目を覆うように黒い帯がある。蹠行性(爪先からかかとまで地面につける)のため、足跡が他の哺乳類と異なる。
生 息 環 境	都市部から森林・湿地帯までの水辺
繁 殖 生 態	繁殖期:1月～3月に交尾し、4～6月に出産、雄は複数の雌と交尾、産仔数:3～6
生態的特性	夜行性、木登り・泳ぎも得意、普段は単独性で、繁殖期のみペアを形成、なわばりは持たない。休眠により越冬。野外での寿命は5年程度と考えられている。 食性:雑食性で小哺乳類・魚・鳥類・両生類・爬虫類・昆虫類・野菜・果実・穀類等、夏は動物質を秋は植物質を多く摂取する。 分散能力:行動圏:806～1,139ha(海外データ)
侵 入 情 報	
移 入 元	北米～中米(カナダ南部～パナマ)
国内移入分布	ほぼ全国
侵 入 年 代	国内で最初の野生化は、1962年に愛知県犬山市の動物園から集団逸出した12頭によりとされる。1970年代後半以降テレビアニメの影響で飼育ブームとなり、日本各地で飼育個体の放逐・逸出により野生化、また、有害鳥獣として捕獲された個体の「奥山放獣」により分布拡大した可能性も指摘されている。
侵 入 経 路	動物飼育施設から逸走、ペットの逸出・放逐
影 響	在来中型哺乳類との競合、鳥類への営巣妨害・営巣放棄、野生生物の補食、食性や営巣場所の競合、農業被害(特にトウモロコシ被害が深刻)
影響を受ける在来生物	中型哺乳類(競合)、鳥類(営巣妨害)、爬虫両生類、昆虫、甲殻類(捕食)
法 的 規 制	特定外来生物(外来生物法)、狩猟鳥獣(鳥獣保護管理法)
防 除 方 法	箱わな・エッグトラップによる捕獲



2010.06.07





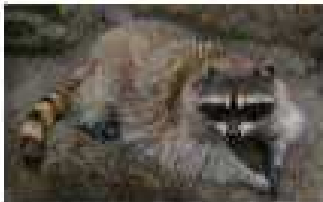
琉球列島

小笠原諸島

● 自然分布 ● 自然分布(絶滅)
● 外来分布 ● 外来かどうか不明
● 在来個体群・外来個体群の両方分布
● 過去に外来分布の記録あり

(出典: 侵入生物データベース)

アライグマと他の動物との比較について

アライグマ 	○<u>尾は長く（20～41cm 程度）、リング状の縞模様</u> ○<u>眉間に黒い筋、目の周りのマスク模様は大きい</u> ○<u>足跡は5本の指がはっきりわかれ、人の手に似る</u> ○<u>踵まで地面に付けて歩く</u> ○<u>全体的に白っぽい</u> 足は白い部分が多い ○ヒゲは白く目立つ ○耳は大きく白い縁取り   前足 後足
タヌキ 	（沖縄県を除くほぼ全国に分布） ○<u>尾は短く（20cm 以下）、縞模様は無い</u> ○<u>つま先だけ地面に付けて歩き、花模様似た足跡</u> ○<u>全体的に茶色っぽい</u> 足はほぼ全体が黒い ○ヒゲは黒く目立たない ○耳は丸い   前足 後足
アナグマ 	（北海道、沖縄県を除くほぼ全国に分布） ○<u>目の周りのマスク模様は鼻から耳に向けて細長く、鼻筋は白っぽい</u> ○<u>ずんぐりとした丸っこい体形で、足は短い</u> ○<u>顔は鼻づらにかけて細長い</u> ○<u>顔から上半身にかけて白っぽい。足は黒い部分が多い。</u> ○<u>尾は覆われ短くて太く、長い毛に覆われ、縞模様は無い</u> ○耳は小さく、目立たない   前足 後足
ハクビシン 	（一部の府県を除く本州、四国に分布） ○<u>顔の中央に白い線がある</u> ○<u>尾は長く、縞模様は無い</u> ○<u>足は短く、体全体が細長い</u> ○アライグマに比べ体は小さい ○足は黒っぽい部分が多い ○顔の大きさに比べて耳は大きい   前足 後足

足跡の図は、農林水産省生産局発行「野生鳥獣被害防止マニュアルー特定外来生物編ー」より引用。

出典「アライグマ防除の手引き」：環境省自然環境局野生生物課外来生物対策課 HP より

【捕獲わなの種類】



箱わな



エッグトラップ

エッグトラップ：アライグマが餌を取ろうと前肢を入れると、バネがはじけて前肢を固定する仕組みのわな（前肢を1本だけ拘束）。前肢の器用なサルなどは錯誤捕獲の可能性がある。一般に箱わなより効率は低い、箱わなを避ける個体の捕獲などに使用される場合がある。拘束された前肢以外の3本の肢は自由に動かせるので、捕獲個体の取り扱いには安全面で注意が必要。外来生物法に基づく防除の確認・認定もしくは鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可を受けている場合は使用することができる。

出典「アライグマ防除の手引き」：環境省自然環境局野生生物課外来生物対策課 HP より